

添乗員みなし労働で 高裁判決

阪急トラベルサポートに残業代支払い命令

添乗員のみなし労働の適用を争った民事訴訟で9月14日、東京高裁の判決が下された。原告側弁護団によると、「高裁の判断が示されるのは初めて」。現在、係争中の裁判の行方が注目される。

原告の派遣添乗員が所属する全国一般東京東部労組 HTS (阪急トラベルサポート) 支部は現在、添乗員のみなし労働をめぐる3つの民事訴訟を起こしている。一審では判断が分かれたが、今回初めて訴訟の1つで控訴審判決が下された。東京高裁は「添乗業務の労働時間の把握は可能」と判断し、昨年5月の一審判決に続き、添乗業務にみなし労働は適用されないと結論づけた。日当に含まれる8時間の所定労働時間の賃金以外の未払い残業代として51万3730円と同額の付加金、遅延損害金の支払いなどを命じている。

原告の派遣添乗員は、判決後の記者会見で「添乗業務を理解していただいたうえでの判決」と語り、原告側弁護団は「(原告である)添乗員の主張がほぼ全面的に認められた」と評価した。一方、阪急トラベルサポートは「添乗業務の実態からかけ離れた判決であり、到底承服できない。上告する方向」とのコメントを発表している。

労働基準法は、使用者の指揮監督が及ばないことや労働時間の把握が難しいことをみなし労働の適用要件としている。これまで派遣添乗員と派遣元である阪急トラベルサポートの間では、これらの



原告側弁護団は、安易なみなし労働の導入が広がっていると指摘する

認識をめぐって見解の違いがみられていたが、「旅行業界に対する影響は大きい」(原告側弁護団)というように、今回の判決では重要な判断内容が示されている。

判決文によると、阪急トラベルサポートは、添乗日報が自己申告で、記載時刻の信頼性にも多くの問題が含まれるとして、労働時間の算定資料には使用できないと主張。しかし、東京高裁は信用性を支える客観的状況があるとして、今回、証拠として提出された添乗日報の記載を補足的に利用することで算定が可能であることを認めた。また、派遣先の旅行会社から添乗員に渡される指示書について、阪急トラベルサポートは「添乗員が指示書のとおり旅程管理することは求められていない」として、労働時間把握のための的確な書面でないと主張したが、東京高裁は「指示書のうち旅程保証の対象となっている部分の変更は原則として禁止されている」ことなどから添乗員の裁量は限定的で、指示書の記載内容が添乗員によるツアーの行程管理に重要な指針になるとの見解を示した。

移動中も労働時間と認定

今回、判決が示された訴訟は国内宿泊ツアーが対象。これとは別に、現在、控訴審で係争中の2つの裁判は主に海外旅行を対象としており、原告の派遣添乗員は記者会見で「今回の判決はワンステップ。海外添乗が終わっていない」と語っている。原告側弁護団は「(今回の)判決の判断内容に、国内、海外といった違いは見受けられない」として、残る裁判の行方にも期待感をにじませる。

ただ業界内では、今後、宿泊を伴う添乗業務へのみなし労働の適用が認められず、時間管理の導入が進んだ場合について、「ツアーが成り立たなくなる」との声があるように、人件費増加への懸念は小さくない。今回の裁判では、航空機やバス、列車などの移動時間の取り扱いも焦点のひとつとなったが、「特段の事情のない限り、移動時間のすべてが労基法上の労働時間に含まれるというべき」との見解が示されており、特に海外旅行において大きな影響が予想される。最高裁にまでもつれ込む公算の高い今回の訴訟について、原告側弁護団は来年夏ごろにはすべての判決が出揃うのでは、との見方を示している。

(野川耕平)